

奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する 許可条件並びに処分及び指導に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）並びに奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市の処理施設へ廃棄物を搬入する一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が守るべき事項を定めるとともに、本市が許可業者に対して行う処分及び指導の基準を定めるものとする。

(許可条件)

第2条 法第7条第1項に規定する許可に付する条件（以下「許可条件」という。）は、条例及び規則を遵守するものとするほか、次のとおり定める。ただし、許可をするに当たり、必要に応じて事項の追加又は削除をすることができる。

- (1) 条例第20条第2項の検査証の交付を受けた車両（以下「承認車両」という。）により、一般廃棄物の収集運搬及び本市処理施設への搬入を行うこと。
- (2) 収集運搬は市長の指示する分別形態を徹底し、これに合致しない廃棄物を本市処理施設へ搬入しないこと。
- (3) 収集した廃棄物は、搬入時間等の条件を遵守して市長の指定した処理施設へ搬入し、当該処理施設の係員の指示に従うこと。
- (4) 市域外廃棄物、産業廃棄物、危険性・爆発性のある物その他本市処理施設に支障が生じるおそれがある物を搬入しないこと。
- (5) 不法、不当な事業活動等を行わないこと。
- (6) 駐車場施設は、悪臭、騒音等の公害発生を防止するとともに、関係法令に違反しないよう特に留意すること。また、洗車場施設については、汚水が直接河川等に流出しないような設備を有する施設とすること。
- (7) 市長の承認なく、事業の全部又は一部を第三者に譲渡しないこと。
- (8) この許可の期間中、市長の指定した処理施設へ継続的に搬入することとし、それができないときは、速やかに市長に届け出ること。
- (9) この許可の期間中、許可事業の全部若しくは一部を一か月以上休止しないこと。
- (10) 搬入物検査その他の検査及び聴取に対し、拒否又は事実と異なる申告をしないこと。
- (11) 収集時は市民に対する言動に注意し、作業は丁寧に行い、ごみ容器から廃棄物を完全に収集し、その付近に飛散又は流出させないこと。特に早朝深夜等の作業については、騒音等で迷惑をかけるないようにすること。
- (12) 収集運搬業務に際しては、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- (13) 承認車両は、走行中に廃棄物を飛散又は流出させない措置を講じること。無蓋車（パッカー車以外の車両）の場合は、廃棄物が飛散しないように確実にシートで覆い走行すること。
- (14) 条例第20条第2項の規定により交付を受けた検査証について、車両検査証は承認車両に、容器検査証は収集容器に、それぞれ貼付又は保管すること。
- (15) 故障、車検等やむを得ない事情により、承認車両以外の車両を一時的に使用する必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (16) 搬入計量カードを第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (17) 搬入計量カードを不正使用（同カードを第三者から譲受け又は借用して使用すること、同カードに記載された車両番号と異なる車両により本市処理施設へ搬入すること、許可された業務以外の業務に同カードを使用することその他）しないこと。
- (18) 承認車両の廃止・変更等により不要となった搬入計量カードは速やかに本市に返却すること。
- (19) 自動車検査証記載の最大積載量を上回る一般廃棄物を積載して、本市処理施設に搬入しないこと。
- (20) 承認車両に自動車登録番号標（ナンバープレート）を見やすいように表示すること。
- (21) 承認車両は、承認を受けた駐車場に駐車し、承認を受けた洗車場で洗車すること。
- (22) 本市処理施設内では指定搬入経路を遵守し、安全確保のため徐行運転すること。

- (23) 事故・トラブル等が発生した場合、本市に速やかに報告を行い、適切な措置を講ずること。
- (24) 本市処理施設搬入時、投入口付近に落下した廃棄物は、搬入した許可業者自らが清掃すること。
- (25) 条例第15条の本市に支払うべき一般廃棄物処理手数料について、廃棄物を搬入した月の翌月末までに支払うこと。
- (26) その他一般廃棄物の収集運搬に関し必要な事項について、市長の指示に従うこと。
(処分等)

第3条 許可業者が、法の規定若しくは法に基づく処分又は許可条件に違反する行為（以下「違反行為」という。）をした場合、当該許可業者に対し、別表の定めに従い、処分を行うものとする。

- 2 違反行為が別表の複数の処分回数・違反類型の欄に該当する場合には、重い方の処分を適用するものとする。
- 3 処分の種類及び程度については、違反行為の態様、処分履歴、本市処理施設の被害状況を総合的に検討し、別表に定める処分以上の処分を行うことができる。
- 4 許可業者が本市処理施設等に損傷等を及ぼした場合は、損害賠償の責を負うほか、一部承認車両の取消し、指示書等による指導を行うものとする。

(処分の免除・軽減)

第4条 法第7条の4第1項に該当する場合を除き、違反行為が極めて軽微なときは、別表に定める処分を免除し、指導とすることができる。

- 2 法第7条の4第1項に該当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める処分を軽減した処分又は指導とすることができる。
 - (1) 生活環境保全上生じた支障が軽微な場合であって、許可業者が本市の指導・指示に従い原状回復又は適正処理等の対応を速やかに行ったとき。
 - (2) 信用失墜の度合いが軽微な場合であって、許可業者が自発的に信用回復に努めているとき。
 - (3) 本市処理施設の安全・円滑運営に生じた支障が軽微な場合であって、許可業者が本市の指導・指示に従い原状回復又は適正処理等の対応を速やかに行っているとき。
 - (4) 許可業者が深く反省し、二度と同じ過ちがないように対応策を行ったとき。
 - (5) 産業廃棄物、危険物や搬入不適物の搬入が少量な場合であって、許可業者が本市の指導・指示に従い原状回復又は適正処理等の対応を速やかに行ったとき。
 - (6) 許可業者が本市に事実と異なる申告をしたものの、事実との相違が軽微な場合であって、許可業者が訂正の申告を本市に速やかに行ったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(指導書の交付)

第5条 市長は、指導をする場合において、必要と認めるときは、当該許可業者に対し、指導事項を記した指導書を交付することができる。

附 則

(施行期日)

この指示事項並びに処分及び指導に関する基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前にした違反行為については、従前の例による。

別表（第3条関係）

違反 類型	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	
	法第7条の4第1項各号に該当する者	法第7条の3第1号に該当する者のうち、「情状が特に重いとき」に相当しない者 法第7条の3第3号に該当する者のうち、次のもの ・市域外廃棄物を本市処理施設へ搬入した者 ・搬入物検査その他の検査を拒否した者 ・搬入計量カードを不正使用した者	法第7条の3第3号に該当する者のうち、次のもの ・産業廃棄物、危険性・爆発性のある物その他本市処理施設に支障が生じる物を搬入した者 ・検査又は聴取における事実と異なる申告をした者 ・本市が指示する分別形態をとらずに本市処理施設に搬入した者	法第7条の3第3号に該当する者のうち、第2類及び第3類以外のもの	条例第15条の本市に支払うべき一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）について、廃棄物を搬入した月の翌月末より1ヶ月を超えて滞納した者	
処分 回数	許可取消し	初回	全部事業停止30日及び違反車両の業務停止60日	全部事業停止10日及び違反車両の業務停止20日	全部事業停止3日及び違反車両の業務停止6日	全部事業停止3日 ただし、全部事業停止終了時点で処理手数料が未納の場合は全部事業停止を継続する
		2回目	全部事業停止60日及び違反車両の業務停止120日	全部事業停止30日及び違反車両の業務停止60日	全部事業停止10日及び違反車両の業務停止20日	全部事業停止10日 ただし、全部事業停止終了時点で処理手数料が未納の場合は全部事業停止を継続する
		3回目	全部事業停止180日	全部事業停止60日及び違反車両の業務停止120日	全部事業停止30日及び違反車両の業務停止60日	全部事業停止30日 ただし、全部事業停止終了時点で処理手数料が未納の場合は全部事業停止を継続する
		4回目	許可取消し （「法第7条の3第1号に該当する者のうち、『情状が特に重いとき』に相当しない者」であっても、4回目以降は「情状が特に重いとき」とみなす。）	全部事業停止180日	全部事業停止60日及び違反車両の業務停止120日	全部事業停止60日 ただし、全部事業停止終了時点で処理手数料が未納の場合は全部事業停止を継続する
		5回目	許可取消し	全部事業停止180日	全部事業停止180日	全部事業停止180日 ただし、全部事業停止終了時点で処理手数料が未納の場合は全部事業停止を継続する
		6回目	許可取消し	許可取消し	許可取消し	許可取消し

(注)

- 1 処分回数には、今回の違反行為をした日前5年間に違反行為について処分を受けた回数を数えるものとする。
- 2 法第7条の3第2号に該当する場合は、改善に必要な期間の全部又は一部の事業停止とする。ただし、改善が不可能と認められるときは、許可取消しとする。